

第十三回 参議院建設委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午前
十時三十分開会

委員の異動

四月四日委員三木治朗辭任につき、その補欠として堂森芳夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬興兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
深水 六郎君
前田 謙君
門田 定蔵君
松浦 定義君
東 隆君
常任委員会専門員 武井 篤君
常任委員会専門員 菊池 璋三君

事務局側

本日(の)會議に付した事件
○連合委員会開会の件
○本委員会の運営に関する件

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。
先ずお諮りいたしますが、経済安定委員会に付託になりました電源開発促進法案及び国土総合開発法の一部を改正する法律案につきまして、経済安定委員会より審査の便宜のため、連合委員会を開くことを申出て参りました場合には、これを受諾することにしたし

たいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御異議ないと認めます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 次に、本委員会の運営についてお諮りいたしたいと思ひます。お手許に差上げておきました打合せ事項につきまして、専門員から説明されて頂きますから、お願いいたします。ちよつと速記をとめて下さい。

午前十時三十八分速記中止

午前十一時三十分速記開始

○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記を始めます。十五日は午前十時から建設運輸連合会、貨取り道路の審議をいたしたいと思ひます。それから午後は経安と建設、通運連合会で電源開発の審議をする。十六日は午前休みまして、午後経済安定と国土総合開発法の連合会を開く。十七日は午前十時から運輸と連合で貨取り道路をやる。それから十八日は午前住宅公庫の説明を開きまして、午後電源開発の連合会を開く。こういうふうにお願ひしたいと思ひます。土曜日は休みたい、こういうわけであり

午前十一時五分散会

四月五日本委員会に左の事件を付託された。

一、清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願(第一四一〇号)

一、府県道彦根桑名線中一部改良工事施行に関する請願(第一四四三号)

一、道路法改正法案第六二條削除に関する請願(第一四六六号)(第一五〇六号)

一、連合国軍関係政府直より労働者の退職手当に関する請願(第一四九九号)

一、国道十四号線を国道として存置するの陳情(第七五〇号)

一、河川の水利用許可権移管反対に関する陳情(第七七一号)

第二四一〇号 昭和二十七年三月二十二日受理

清津川砂防えん堤築造工事等に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡田沢村 長 大島孝平外七名

紹介議員 北村 一男君

源を新潟、群馬の県境に発し、新潟県中魚沼郡倉俣村地内で支流釜川に合する清津川は、上流部における山腹の崩壊がはなはだしいため、下流部釜川合流地点附近においてその土砂がたい積し、豪雨出水の際は倉俣、田沢の両村に多大の被害を与えているから、昭和二十六年度より施行されているえん堤工事をも一日も早く完成せられたい。また田沢、水沢の両村は、隣接質土壌であるにもかかわらず、段丘地帯であるため、農業経営が不安定となつてゐるから、清津川上流から貯水導水の工事を

施行せられたいとの請願。

第一四四三号 昭和二十七年三月二十五日受理

府県道彦根桑名線一部改良工事施行に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 堀江 喜一

紹介議員 西川基五郎君

府県道彦根桑名線は、府県道八日市、四日市線とともに湖北、湖東地方と中京および三重県との産業文化の交流の上にまことに重要な路線であるが、両路線とも狭いかつ曲折はなはだしく、高速機関の発達に伴ひ利用し得ない状態にあるのは遺憾である。ことに彦根桑名線は太平洋と日本海との最短連絡路として、またわが国産業文化の開港上放置できない重要路線であるから、本路線の未改良残存部分の工事をすみやかに施工せられたいとの請願。

第一四六六号 昭和二十七年三月二十六日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 新潟市一番堀通二ノ一 新潟県バスハイヤ協会 内 中野四郎太 田村 文吉君

紹介議員 田村 文吉君

改正道路法第六二條は、当該道路の使用側に、その維持または修繕費の一部負担を規定しているが、これは道路の無償公開の原則に反し、道路を使用する自動車側に、管理者の負担を転嫁しようとするもので、有料道路と何等選ぶところなく本質的に不当であ

るばかりでなく、自動車使用者は既に特別の負担を課せられている上、本條の実施によつて多くの不合理を生ずるから、第六十二條を削除せられたいとの請願。

第一五〇六号 昭和二十七年三月二十八日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 東京都千代田区丸の内三ノ四社団法人日本乗合自動車協会 伊能 繁次郎

紹介議員 高田 寛君 小野 哲君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一四九九号 昭和二十七年三月二十七日受理

連合国軍関係政府直より労働者の退職手当に関する請願

請願者 東京都港区三田四国町二ノ六号全国進駐車労働組合同盟会内 山田 節男

紹介議員 波多野 鼎君

全国二十三万の連合国軍関係政府直より労働者は、終戦当初の混乱期から今日まで六箇年有余にわたつて、占領業務の遂行のため、特殊な環境と劣悪な労働条件の下において労力を提供し、国際的に好影響をもたらしたことはもとより、その努力と功績は高く評価されるべきものであるから、講和條約の発効に伴う占領業務の終結を機とし

て、過去六年間の退職手当を清算の上
関係者に支払われたとの請願。

第七五〇号 昭和二十七年三月二十
二日受理

国道十四号線を国道として存置するの
陳情

陳情者 長野県議会議長 片桐
知從

今回道路法改正により、長野県を通過
する国道十四号線は、国道として格付
を除外されると内定した由であるが、
本路線の重要性にかんがみ、この際是非
とも現行通り国道として存置せられ
たいとの陳情。

第七七一号 昭和二十七年三月二十
四日受理

河川の水利使用許可権移管反対に關す
る陳情(二通)

陳情者 長野県議會議長 片桐
知從外一名

政府は近く、電源開発の促進を理由と
して、現行河川法を改正し、現在地方
庁の権限である河川の水利使用の許可
権を国に移管する法案を準備している
とのことであるが、かかる改正は、電
源利用、かんがいならびに工業用排水
はもとより、それぞれの実状に即して
行う地方公共団体の河川に対する総合
行政を根柢より覆すものであり、関
係地元の不測の混乱を招く結果となる
から、河川の水利使用許可権について
は、現在通り地方庁の権限として維持
せられたいとの陳情。

四月十日予備審査のため、本委員会に
左の事件を付託された。

一、日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障條約第三條に基く行政

協定の実施に伴う土地等の使用等
に關する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障條約第三條に基く行政協
定の実施に伴う土地等の使用等に
關する特別措置法案

日本国とアメリカ合衆国との間
の安全保障條約第三條に基く行政
協定の実施に伴う土地等の使用
等に關する特別措置法案

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本国とアメ
リカ合衆国との間の安全保障條約
第三條に基く行政協定を実施する
ため、日本国に駐留するアメリカ
合衆国の軍隊(以下「駐留軍」とい
う。)の用に供する土地等の使用又
は収用に關し規定することを目的
とする。

(定義)

第二條 この法律において「土地等」
とは、土地若しくは建物若しくは
これらに定着する物件又は土地収
用法(昭和二十六年法律第二百十
九号)第五條に規定する権利をい
い、建物にある設備又は備品で当
該建物の運営上これと一体的に使
用されるべきものを含むものとす
る。

(土地等の使用又は収用)

第三條 駐留軍の用に供するため土
地等を必要とする場合において、
その土地等を駐留軍の用に供する
ことが適正且つ合理的であるとき
は、この法律の定めるところによ
り、これを使用し、又は収用する
ことができる。
(土地等の使用又は収用の認定の
申請)

第四條 調達局長は、この法律によ
り土地等を使用し、又は収用しよ
うとするときは、土地等の所有者
(土地収用法第五條に規定する権
利にあつては、権利者。以下同じ。)
又は関係人の意見書その他政令で
定める書類を添附の上、使用認定
申請書又は収用認定申請書を調達
庁長官を通じ内閣総理大臣に提出
し、その認定を受けなければなら
ない。

2 前項の使用認定申請書及び収用
認定申請書の様式は、總理府令で
定める。

(土地等の使用又は収用の認定)

第五條 内閣総理大臣は、申請に係
る土地等の使用又は収用が第三條
に規定する要件に該当すると認め
るときは、遅滞なく、土地等の使
用又は収用の認定をしなければなら
ない。

(関係行政機関等の意見の聴取)

第六條 内閣総理大臣は、土地等の
使用又は収用の認定に關する処分
を行おうとする場合において、必
要があると認めるときは、関係行
政機関の長及び学識経験を有する
者の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、土地等の
使用又は収用の認定に關する処分
について、内閣総理大臣に意見を
述べることができる。

(土地等の使用又は収用の認定に
關する処分)の通知(告示及び公告)

第七條 内閣総理大臣は、土地等の
使用又は収用の認定をしたとき
は、遅滞なく、その旨を当該調達
局長に文書で通知するとともに、
当該調達局長の名称及び使用し、

又は収用すべき土地等を官報で告
示しなければならない。

2 調達局長は、前項の通知を受け
たときは、遅滞なく、使用し、又
は収用しようとする土地等の所
在、種類及び数量を、調達局長が
定める方法で公告するとともに、
土地等の所有者及び関係人に通知
しなければならない。

3 内閣総理大臣は、土地等の使用
又は収用の認定を拒否したとき
は、遅滞なく、その旨を当該調達
局長に文書で通知しなければなら
ない。

(土地等の使用又は収用の認定の
失効)

第八條 前條第一項の規定による告
示があつた後、土地等を使用し、
又は収用する必要がなくなつたと
きは、調達局長は、遅滞なく、そ
の旨を内閣総理大臣に報告しなけ
ればならない。この場合において、
その事由の発生が同條第二項の規
定による通知の後であるときは、
土地等の所有者及び関係人にも、
遅滞なく、その旨を通知しなけれ
ばならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に
よる報告を受けたときは、土地等
の使用又は収用の認定が将来に向
つてその効力を失う旨を官報で告
示しなければならない。

(建物の使用に代る収用の請求)

第九條 建物を使用する場合におい
て、建物の使用が三年以上(使用
期間の更新の結果三年以上となる
場合を含む。)にわたるとき、又は
建物の使用に因つて建物の形状を
変更し従来用いた目的に供するこ

とを著しく困難にするときは、建
物の所有者は、その建物の収用を
請求することができる。

2 土地収用法第八十一條第二項及
び第三項の規定は、前項の規定に
よる建物の収用について準用す
る。この場合において土地収用法
第八十一條第二項中「土地」とあ
るのは「建物」と、同條第三項第
二号中「起業者」とあるのは「調
達局長」と、「事業」とあるのは
「建物の使用」と読み替へるもの
とする。

(土地等の使用に対する損失補償
の金額の支払)

第十條 土地等を使用する場合にお
いて、その使用の期間が一年をこ
えるときは、調達局長は、当該使
用に対する損失補償の金額を一年
分ごとに分割して支払うことができ
る。但し、その支払は、当該分
割して支払われる損失補償の金額
に對する使用の期間の開始する
日までにしなければならない。

(土地等の返還及び原状回復の制
限)

第十一條 調達局長は、この法律に
より駐留軍の用に供した土地等を
返還するに際し、土地等の所有者
から原状回復の請求があつた場合
において、土地等を原状に回復す
ることが著しく困難であるとき、
又は土地等を原状に回復しない
でもこれを有効且つ合理的に使用す
ることができると認めるときは、
その土地等を原状に回復しないで
返還することができる。

2 前項の場合においては、土地等
の所有者及び関係人の受ける損失

は、補償しなければならぬ。

3 第一項の場合において、建物の使用中に有益費が費されたことに因り、その建物の所有者に利得が生じているときは、利得の存する限度において、これを国に納付させることができる。

4 前項の規定により納付すべき金額については、政令で定めるところにより、七年以内の範囲内において延納を認めることができる。

三 その他返還の際の現状を確認する必要な事項

3 土地収用法第三十六條第二項から第五項まで及び第三十八條の規定は、前項の引渡調書を作成及び効力について準用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは「引渡調書」と、「起業者」とあるのは「調達局長」と、「土地所有者」とあるのは「土地等の所有者」と読み替へるものとする。

第十二條 前條第一項の規定により

原状に回復しないで返還すること、同條第二項の規定による損失の補償又は同條第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し不服の申立をすることができ。

2 内閣総理大臣は、前項の不服の申立に対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、中央調達不動産審議会の意見を聞かなければならない。

(引渡調書)

第十三條 調達局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち合わせた上、總理府令で定める引渡調書を作成しなければならぬ。

2 前項の引渡調書には、左に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 1 返還する土地等の所在、地番及び地目並びに土地等の所有者及び関係人の氏名及び住所
- 2 返還する土地等の種類、数量及び形状

地収用法第九十五條第一項及び第百條中「裁決に係る補償金の払渡」とあるのは、「裁決に係る補償金のうち、使用に對する損失補償に係るもの中最初の一年間の使用に對する部分の払渡」とする。

2 前項但書に規定するものを除く外、同項の適用に關し必要な技術的事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際、連合国最高司令官の要求に基いて現に使用している土地等で、この法律施行の日から九十日を經過した後、なお引き続いて駐留軍のために使用する必要があるものについて、土地等の所有者及び関係人との間に使用に對する協定が成立しないときは、調達局長は、この法律施行の日から九十日以内に、使用しようとする土地等の所在、種類、数量及び使用期間を土地等の所有者及び関係人に通知して、六月をこえない期間においてこれを一時使用することができ。

3 調達局長は、前項の場合において、土地等の所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた損失補償額を払い渡さなければならぬ。

4 第二項の規定によつて土地等を一時使用した場合においては、土地等を使用することによつて生ずる損失を土地収用法第六章第一節（第七十一條、第七十八條、第七十九條及び第八十一條を除く。）の規定に準じて補償しなければならぬ。

規定に準じて補償しなければならぬ。この場合において、損失の補償は、使用の時期の価格によつて算定しなければならない。

5 第三項の規定によつて支払つた損失補償額は、前項の規定による損失補償の金額の内払とする。

6 第四項の規定による損失補償について、調達局長と損失を受けた者との間に協議が成立しないときは、損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に對し、裁決を申請することができ。

7 調達局長は、第二項の規定によつて土地等を一時使用する場合において、その使用期間が満了したときは、遅滞なく、その土地等をその所有者に返還しなければならぬ。

8 前項の場合においては、土地等の所有者は、調達局長に對し、土地等を原状に回復することを請求することができ。但し、当該土地等が第四項の規定により土地収用法第七十三條後段の規定に準じて補償されたものであるときは、この限りでない。

9 第十一條及び第十二條の規定は、前項の規定により土地等の所有者に土地等を返還する場合について準用する。

10 調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條の三第二項を同條第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用に關する特別措置法（昭和二十七年法律第 号）第十二條第二項（同法附則第九項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣の諮問に應じ、意見を述べることができ。

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、過年度災害復旧工事促進に關する請願（第一五四二号）

二、小災害箇所復旧工事促進に關する請願（第一五四三号）

三、果道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に關する請願（第一五四七号）

四、長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に關する請願（第一五四八号）

五、道路法改正法案第六二條削除に關する請願（第一五五六号）（第一五八二号）

六、名取川災害復旧、改修工事促進等に關する請願（第一五七八号）

七、接収解除に伴う借地権および居住權復舊の請願（第一五八四号）

八、倉敷川の改修および舟運確保に關する請願（第一五八六号）

九、豊沢川左岸災害防除工事施行に關する請願（第一六一〇号）

一〇、河川の水利使用許可權移管反對に關する陳情（第八三七号）

第一五四二号 昭和二十七年三月三十一日受理

過年度災害復旧工事促進に關する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七鹿
児島県町議會議長会
内 高野季信
紹介議員 島津 忠彦君 西郷
吉之助君 佐多 忠隆
君

すでに査定の完了した災害箇所が数年放置され、また着工しても復旧工事期間が長いので、さらに災害が倍加される等の事実にかんがみ、過年度災害についてすみやかに工事に着工し、短期に完了せられたいとの請願。

第一五四三号 昭和二十七年三月三十一日受理

小災害箇所の復旧工事促進に関する請願

請願者 鹿兒島市山下町三七鹿
児島県町議會議長会
内 高野季信
紹介議員 島津 忠彦君 西郷
吉之助君 佐多 忠隆
君

鹿兒島県下においては、河川、道路、港湾、堤防、林道等の公共施設で国費負担にて復旧すべき十五万円以下の小災害箇所が多数放置されているから、これらについても大災害を未然に防ぐ見地より早急に復旧工事を施行せられたいとの請願。

第一五四七号 昭和二十七年三月三十一日受理

県道山横沢北條停車場線中山横沢村地内改良工事施行に関する請願

請願者 新潟県刈羽郡山横沢村
水上部落 内山實藤治
外二百四十一名
紹介議員 溝口 三郎君

県道山横沢北條停車場線中の山横沢村

地内改良工事は、交通ならびに経済に恵まれない同地方の住民に光明を与えるものであるから、失業対策の一環として是非早急に施行せられたいとの請願。

第一五四八号 昭和二十七年三月三十一日受理

長崎県江上村安久ノ浦、牛ノ浦両地区の接収に伴う補償に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡江上村
長 竹内繁三郎外一名
紹介議員 吉田 法晴君

長崎県江上村地内の安久ノ浦および牛ノ浦両地区にわたる約六十万坪の旧軍用地は、現在占領軍の火薬庫用地としてその大部分が接収されているが、これらの土地および建物、大蔵省の私下げを受けて完全に個人の所有となつて生業を失ひ、土地を追われていく者に対しては、充分の補償をするより、(一)現在接収地の価格算定を時価によつてすること、(二)この場合の価格算定を時価の標準を拡大すること等合理的な処理方法を採られたいとの請願。

第一五五六号 昭和二十七年四月一日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 熊本市花畑町熊本県バ
ス協会内 渡邊幸義
紹介議員 内村 清次君

今回の改正道路法案中の第六十二條は、一定の路線を定めて車馬を運行させ、または反覆して同一の道路に車輛を運行させるものを対象として、道路の維持または修繕費の一部を負担させ

ることを規定しているが、これは無償公開する道路の原則に反し、有料道路と何等変るところがなく本質的に不当であるばかりではなく、一定路線を運行する自動車(バス、路線トラック)は、全自動車の一割にも満たないのに、これによつて相当の財源を得んとすることは、ばく大な負担を業者に課することになり到底堪え得られないものではないから、本改正道路法案中の第六十二條を削除せられたいとの請願。

第一五八二号 昭和二十七年四月二日受理

道路法改正法案第六二條削除に関する請願

請願者 愛媛県松山市北持田町
一三一愛媛県旅客自動車
車協内 小坂伝之進
紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第一五五六号と同じである。

第一五七八号 昭和二十七年四月二日受理

名取川災害復旧、改修工事促進等に関する請願

請願者 宮城県仙台市議會議長
伊藤庄之助
紹介議員 赤木 正雄君

名取川を始め各河川は、毎年出水の都度はん濫し、流域地帯は流出、埋没等の損害をこうむつてゐるが、従来のような局部的復旧ならびに改修工事では一朝出水はん濫の際は折角の工事を無にするばかりでなく、以前に倍する損害をこうむることは明らかであるから、災害復旧、改修工事を全面的に促進せられたい。また仙台市は東北唯一の大都市として発展を遂げつつあり、こ

とに今秋第七回国体の開催に伴う諸施設の整備とともに、衛生施設として下水道事業の実施が刻下の急務であるから、下水道事業計画を承認せられたいとの請願。

第一五八四号 昭和二十七年四月二日受理

接収解除に伴う借地権および居住権復旧の請願

請願者 東京都港区赤坂田町六
ノ四 大古田長治外八
十二名
紹介議員 黒川 武雄君

終戦により土地および建物を接収された者は、接収解除によつて元の土地あるいは建物に復帰できるものと思つて七年間の間忍び難きを忍んで今日に至つてゐる。しかるに特別調達の取扱によれば、被接収者の占有権は消滅するやも知れず、法務府の見解によれば民法上の契約による以外救済手段がないとのことであるが、被接収者は現在まで何等の補償を受けていないばかりでなく、その上接収解除後もその使用権が認められないとなれば、被接収者にとつて死活問題となり、また第三国人資本を含む悪プロカー等の關係を円滑に解決することは極めて困難であるから、本問題解決のため必要な立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一五八六号 昭和二十七年四月二日受理

倉敷川の改修および舟運確保に関する請願

請願者 岡山県倉敷市浜田町六
九七倉敷商工会議所会
頭 豊島武治外十名
紹介議員 加藤 武徳君

倉敷川は、倉敷市を中心とする岡山県西南部より西北部を包含する地方産業物資交流の主要舟運路であるが、児島湾沿岸農業水利改良事業に關連して、児島湾口締切堤に設置せられるこの門のため、船舶の出入の不便と潮位の変化消滅に伴う河底の埋堆により倉敷川の舟運が困難とならぬよう、舟航可能の水深を保持し、かつ荷役の便を計るとともに、排水完備を期して、すみやかに倉敷川の改修を実施せられたいとの請願。

第一六一〇号 昭和二十七年四月四日受理

豊沢川左岸災害防除工事施行に関する請願

請願者 岩手県稗貫郡湯口村長
齊藤光市外一名
紹介議員 千田 正君

豊沢川は、岩手県花巻町外五箇村にわたり、三千余町歩の流域をかながい重要な川であるが、反面古来からは氾濫の激しい川であるため、下流花巻町地内には堤防が建設され、さらに右岸の工事が継続中である。しかるに現在の川筋は、左岸の湯口村地内に向つて侵しよくしており、左岸にある耕地や人家は危険状態にあるから、昨年八月着手された築堤工事を継続施行して、一日も早く豊沢川左岸の災害防除工事を完成せられたいとの請願。

第八三七号 昭和二十七年四月一日受理

河川の水利用許可権移管反対に関する陳情

陳情者 富山市議會議長 千田
重作
政府は電源開発の促進を理由として現

行河川法を改正し、現在地方庁の権限である水利使用許可権を国に移管しようとする法案を準備中と聞くが、かかる改正は、電源利用のほかかんがい工業各種用排水はもとより、水害防除対策等河川の綜合利用性を没却したものであつて、それぞれの実情に即して行う地方の一貫した綜合行政を根底より破壊するものであり、ことさらに行政民主化に逆行する中央集権的改悪であるから、かかる法案の提出は見合せられたいとの陳情。

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁